

京都市立稲荷小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 目的・基本理念

(1)目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険性を生じさせるおそれのあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 13 条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2)基本理念

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こすことのある深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

2 いじめ対策委員会

(1)構成員(職名又は校務分掌)

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任
生徒指導委員会担当教員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

(2)開催時期

「6 年間計画」参照

※ 緊急の時は、この限りではない。

(3)役割の取組内容

- ・発見されたいじめ事案への早急かつ徹底した対応
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口と対応方針の決定
- ・重大事案への対応及び連携機関との連絡
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・「いじめ防止基本方針」「いじめ防止に関する年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「評価アンケート」「いじめ防止対策」「いじめの対応に関する研修」の時期の決定
- ・取組状況の確認(学校評価における評価項目に位置付け、保護者に結果を公表する)

3 学校いじめ防止プログラム

(1)学校におけるいじめの未然防止の取組

① 学習環境の整備

- ・学年の道徳掲示板に学習した経過や子どもの意見を掲示して道徳的価値を見えるようにする。
- ・いいことみつけカード等により、友達のよさを見つけたことを掲示し、一人一人の良さを全校で共有できるような環境づくりをする。
- ・学習のルールやマナーを子ども達と決めて守る。

② 授業の改善と充実

- ・教材研究に励み、教職員が研鑽し合っ、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・児童同士の絆づくりの場を工夫する。(学級活動、クラブ・委員会活動、縦割り活動)

③ 道徳授業・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、授業参観や懇談会等で保護者に理解や協力を求める。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施
- ・より良い人間関係を築こうとする自主的、実践的態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施

④ 体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事を通して人間関係づくりについて学ぶ。
- ・生活科、総合的な学習を通して自他の生命を尊重する活動を推進する。

⑤ 児童同士の絆づくり(自主的活動)

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

⑥ 児童へのはたらきかけ

- ・いじめを絶対に許さない学校の姿勢を共有し、いじめから子どもたちを守る体制について知らせる。(全校児童に朝会にて)
- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動・見守り隊活動の実施。

⑦ 保護者への啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「稲荷小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消には、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

⑧ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知するとともにPDCAサイクルでの見直しを行う。

(2)いじめの早期発見・積極的認知のための取組

① 情報の収集と共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報について些細なことや疑いも含め、いじめ対策委員会で情報を共有する。
- ・いじめ対策委員会で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

② 児童に対する定期的な調査

- ・記名式アンケート(にこにこアンケート)を年間2回実施し、定期的に子どもたちの実態を把握する。
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直しを行う。

③ 調査結果の検証及び組織的な対処(教育相談の実施)

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動を実施し、子どもたちの話に耳を傾ける機会とする。
- ・SC、SSWとの連携による教育相談を行う。
- ・アンケート結果からいじめの兆候が見られた時は、いじめ対策委員会を開き組織的な対応を行う。

(3)いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告があった場合は速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、児童相談所や警察等と連携し対応する。

<いじめ事案に対する組織的な対応の流れ>

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

予防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求め

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

- ③ インターネット等を通じて行われるいじめへの対策の推進
 - ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
 - ・「非行防止教室」や「ケータイ教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
 - ・インターネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- ③ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組
 - ・早期にいじめに係る行為がなくなるまで指導をし、いじめに係る行為が少なくとも3か月間ないことを確認する。
 - ・いじめを受けた子どもの心のケアをするとともに心身の苦痛が無い状態を保つ。
 - ・いじめをした子どもへの継続的な指導をするとともに人間関係の改善を図る。
 - ・いじめを受けた子ども、いじめをした子どもの居場所づくりを積極的にする。

(4)教職員の資質能力の向上の取組

- ① 内容
 - ・いじめ事案に対する対応に関する研修会を実施する。
 - ・スクールカウンセラーと連携し、心のケアの相談ができる体制を作る。
 - ・いじめアンケート(にこにこアンケート)、クラスマネジメントシートを分析し、学級経営に生かすための研修

4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・稲荷小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「稲荷小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や深草地域生徒指導連絡協議会での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1)基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2)重大事態が発覚した時の対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の

主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。
また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しや予定の変更を行う場合がある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・入学式 ・学級開き 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケートの結果を学年で共有(2～6年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会 ・学級懇談会の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 生徒指導校内研修会 「いじめ等、気になる児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・憲法月間の朝講話の中で、いじめの問題について話す 「いじめ対策委員の紹介」 ・縦割り活動の結団式 ・1年生を迎える会 ・家庭訪問 		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・学校運営協議会で説明 ・「いじめ対策委員」についてホームページで発信
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・「なかまづくり」の教材を参観時に活用 【5年】花背山の家長期宿泊学習 【3・4年】非行防止教室 【5年】薬物乱用防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有 ・教育相談週間(個別面談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け啓発パンフレット配布 ・授業参観
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名式いじめアンケートの結果」 ・アンケート分析、いじめ対応研修 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・夏季休業前の集会で「なかまづくり」の教材について再度話をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施(4～6年)、学年集約と共有 ・無記名アンケートの実施(1～6年)集約と共有 ・学校評価実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 ・生徒指導校内夏季研修会 ・小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・小中合同研修会 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの活用について教職員研修 	
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・交流給食 		<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観

10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 職員会 「学校評価の結果の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・運動会 	学校評価分析	
11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会(授業提案)に向けて」 生徒指導校内研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・人権参観で人権に関わる授業を公開 ・人権集会 【6年】修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有 ・教育相談週間(個別面談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習参観
12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「基本方針の見直しと作業に向けて」 生徒指導校内研修会 アンケート分析、いじめ対応研修 「学校評価の実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・たてわり『いなり山めぐり』 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシート・記名いじめアンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【6年】中学体験学習の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で人権標語募集
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名式いじめアンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 生徒指導校内研修会(年間反省) 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・校内作品展 【6年】薬物乱用防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施(4～6年)、学年集約と共有 ・無記名アンケートの実施(1～6年)集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・家庭地域教育学級で講演 ・自由参観
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 年間反省、次年度への取組研修 職員会 「いじめ防止プログラム見直しの共有」 「学校評価の結果の共有」 「次年度の基本方針の確認」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・6年生を送る会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年) ・アンケート原本の保管(5年保存) ・学校評価分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価
備考	<p>*「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童が主体的に行う活動や体験的な活動の充実、児童同士の絆づくりなどについてはすべての教育活動を通じて行う。</p> <p>*「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に速やかに臨時開催する。事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い、情報等を共有する。</p>			